

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年8月8日は17万円、同年12月22日は34万円、21年8月10日は17万2,000円、同年12月21日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月8日
② 平成20年12月22日
③ 平成21年8月10日
④ 平成21年12月21日

A社から支給された賞与のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる記録となっていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲

内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社に保管されている給与台帳（賞与分）において確認できる賞与額から、申立期間①は17万円、申立期間②は34万円、申立期間③は17万2,000円、申立期間④は29万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年8月8日は22万5,000円、同年12月22日は45万円、21年8月10日は22万5,000円、同年12月21日は38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月8日
② 平成20年12月22日
③ 平成21年8月10日
④ 平成21年12月21日

A社から支給された賞与のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる記録となっていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲

内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社に保管されている給与台帳（賞与分）において確認できる賞与額から、申立期間①は22万5,000円、申立期間②は45万円、申立期間③は22万5,000円、保険料控除額から、申立期間④は38万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和56年1月26日からB県C市にあったA社に勤務していた。途中で、会社名がD社に変更になったが、57年4月まで引き続き勤務していた。しかし、56年5月31日から同年6月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和56年5月31日にA社において被保険者資格を喪失し、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年6月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社の取締役及びD社における同僚の証言から、申立人は申立期間において申立てに係る関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚の供述から、申立期間とその前後の期間において、申立人の勤務状況に変化は無かったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭

和 56 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年3月から10年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年3月1日から10年12月1日まで
夫は、平成2年4月1日から11年1月8日まで、A社に勤務していた。

夫の給与明細書を見ると、申立期間についても、その直前と同じ額の厚生年金保険料が引かれているが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成9年3月から10年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（11年1月9日）より後の同年3月31日付けで、10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成11年1月9日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した37名のうち、14名の標準報酬月額が、申立人と同様に、遡って10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人の所持する平成9年3月から10年9月までの給与明細書から、申立人は当該期間において上記の訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年3月から10年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで
A社に入社してから退職するまでの間、同社C工場への転勤はあったものの、継続して勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社からの回答書、元同僚の証言及び社内報から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日に異動した上司の人事異動に関する通達書から、昭和43年3月18日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は保存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年1月17日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成10年10月から12年12月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から13年1月17日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額より低くなっているが、厚生年金保険料は一定の金額が給与から控除されていた。22万円程度の報酬があったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、平成9年11月から10年5月までの22万円と記録されていたが、同年6月24日付けで、遡って10万4,000円に減額訂正されている上、複数の同僚についても申立人と同様の処理がされていることが確認できる。

また、滞納処分票により、A社は、申立期間①において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実即しとは考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で、申立人の標準報酬月額額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②について、申立人と同様に標準報酬月額額の遡及訂正処理が行われた同僚は、当該期間においても遡及訂正処理後の低額な標準報酬月額とされているが、これらの者のうち複数の者が当該期間に係る給与明細書を所持しているところ、全ての者について、当該期間においても遡及訂正処理前の標準報酬月額（平成9年10月1日の定時決定時の標準報酬月額）に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社は、「申立人についても、遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月14日から同年7月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が欠落しているが、当該期間は、A社C事業所から同社B事業所に転勤した期間であり継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係るA社の給与明細書、同社が保管する申立人に係る人事略歴及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事略歴において、申立人が昭和40年5月13日にA社C事業所から同社B事業所に転籍していることが確認できることから、申立人の同社B事業所における資格取得日を同社C事業所における資格喪失日と同日の同年5月14日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月15日から同年12月1日まで

夫は、昭和34年4月1日から平成4年3月31日に退職するまでA社に継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和37年6月15日にA社C支店において被保険者資格を喪失し、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年12月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社の保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の人事記録から、申立期間とその前後の期間において、申立人の勤務状況に変化は無かったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 5 月の申立人の A 社 C 支店における社会保険事務所（当時）の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、A 社が、昭和 37 年 6 月 15 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年4月30日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和34年5月から36年10月まで継続してA社に勤務しており、申立期間の直前及び直後の期間については脱退手当金を受給したことを承知しているが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社提出の人事記録及び同僚の提供した職員名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年5月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難い上、申立人と同時期にA社B事業所から同社C事業所に異動し

た同僚 20 名全員について被保険者期間の欠落が見られることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年3月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年10月から7年2月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から7年3月16日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額と比べて低く記録されている。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年3月までは41万円と記録されていたところ、同年4月20日及び同年4月21日付けで、遡及して26万円に減額訂正の処理が行われている上、申立人のほかにも多数の被保険者の標準報酬月額の記録について、同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入しているB健康保険組合の記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、上記遡及訂正前のオンライン記録の標準報

酬月額と一致している。

さらに、申立人と同様に当該期間の標準報酬月額が遡及して訂正された同僚が年金記録確認C地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が当時の経理担当者を含め複数の同僚に照会したところ、「A社は、当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の助言を受けて上記遡及訂正処理を行った。」との証言を得ていることから、当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記遡及訂正処理は、事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で26万円と記録されているところ、当該処理については当該訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間②について、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して訂正されている複数の同僚が所持する当該期間の給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えており、B健康保険組合における標準報酬月額とそれぞれ一致していることが確認できる。

さらに、申立人の当該期間におけるB健康保険組合の標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間におけるB健康保険組合の標準報酬月額から、38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（整理記号C）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで

私は、昭和39年4月13日から48年4月20日に退職するまでA社に継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社（整理記号D）から同社（整理記号C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、申立人がA社（整理記号D）において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の昭和39年7月21日にA社（整理記号D）において同資格を喪失した複数の者が、同日付けで同社の他事業所において資格を取得していることが確認できることから、同年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の申立人のA社（整理記号C）における社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和39年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和 35 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間となっているが、中学を卒業した 34 年 4 月 1 日から勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻及び複数の元従業員の証言から、申立人が、中学を卒業した昭和 34 年 4 月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿において、A社の申立人に係る記号番号は、昭和 35 年 7 月 1 日に新規に払い出されたことが確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、申立人及び前記の事業主の妻が申立人と共に申立期間において勤務していたとする同年齢の同僚の被保険者資格の取得日も、申立人と同日の昭和 35 年 7 月 1 日となっており、同日に上記被保険者台帳記号番号が新規で払い出されていることが確認できる。

さらに、一緒に勤務していたとする申立人の兄は既に死亡している上、申立人の姉からも厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

加えて、A社は、既に解散しており、当時の事業主も死亡している上、前記の事業主の妻も「社会保険関係については専門の者が事務処理をしていたので具体的なことは記憶していない。」と述べており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月頃から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 4 月頃まで

私は、昭和 37 年 8 月頃から 41 年 4 月頃まで、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①から③までが厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、複数の同僚の供述から、当該期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 39 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間①及び②は適用事業所となっていない。

また、複数の同僚に照会したところ、同僚の一人は、「A社では厚生年金保険に加入していた記憶は無い。」と述べている。

2 申立期間③について、複数の同僚に照会したものの、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、A社は、B市において昭和 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、C町に移転し、41 年 3 月 1 日に適用事業所になっており、当該期間のうち、40 年 12 月 1 日から 41 年 3 月

1日までの期間においては適用事業所となっていない上、申立人は、在職中に、B市にあったA社がC町に移転した記憶は無いとしている。

さらに、B市のA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格喪失日はオンライン記録と一致しており、同日に健康保険被保険者証が返納された記録が確認できる上、C町に移転した後のA社に係る事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 A社の商業登記簿謄本に記載されている代表取締役及び取締役は既に死亡しており、申立人の申立期間①から③までに係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8277 (事案 2947 の再々申立て、事案 6828 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 11 日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に2度の申立てを行ったが、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けた。

新たな資料として、妻の手記を提出するので、再度審議してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の受給に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性は 25 名で、脱退手当金を受給している者は申立人を含め 16 名確認でき、脱退手当金支給記録のある同僚のうち連絡の取れた 3 名は、脱退手当金の手続は会社が行ったと述べており、そのうちの 2 名は口頭で脱退手当金の説明があったと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられること、申立人の脱退手当金支給記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間を基礎として、A社で被保険者資格を喪失してから約 2 か月後に支給されていることが確認でき、支給金額は法定支給額と一致するなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人の夫が、「妻が受給した記憶が無いと言っていた。」と述べているほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てにおいて、申立人は、新たな周辺事情は無いが、脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えも無いと主張していたが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、当委員会の決定に基づく平成 23 年 9 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、申立人の手記に「昭和 36 年 4 月 1 日付退社です。年金はけいぞくです。36 年 4 月」と記載があることから、同年 4 月 1 日が資格喪失日であり、オンライン記録の資格喪失日である 36 年 7 月 11 日は事実と異なり、脱退手当金を支給した記録は不自然であり、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかし、今回、新たに確認できた事業主が保管している社会保険名簿一覧表の備考欄に「36. 7. 10」の記載があり、当該日付はオンライン記録の資格喪失日の記録と符合している。

また、上記の社会保険名簿一覧表に記載がある二人の同僚の備考欄の日付も、申立人と同様、オンライン記録の資格喪失日の記録と符合しており、ほかの一人は、「オンライン記録の喪失日の記録は、自身の退職日と一致している。」と述べている上、出勤の最終日とオンライン記録の資格喪失日との間に約 2 か月の差がある同僚は、「自身の都合で退社日を遅らせてもらった。」と述べていること、及びこれまでの調査結果から判断すると、上記の申立人の手記の記載は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、支給金額が申立期間を基礎として計算されており、法定支

給額と一致していることから、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 7 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 25 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていること、及び厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の同年 9 月 8 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。